様式第１号

申請番号

平成　　年　　月　　日

阪神国際港湾株式会社　宛

所　在　地

法　人　名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

**平成30年度　神戸港アジア広域集貨促進事業**

**事業実施申請書**

神戸港アジア広域集貨促進事業について、下記の同意事項を了承の上、別紙の事業提案内容を添えて、参加を申請します。

記

**１．申請者（担当者情報）**

|  |  |
| --- | --- |
| 社　　名 |  |
| 所 在 地 | 〒 |
| 担当部署 |  |
| 担当者名 |  |
| 連 絡 先 | TEL. **－　　　－** | FAX. **－　　　－** |
| E-Mail： |

【同意事項】

　神戸港アジア広域集貨促進事業で採用された場合、下記の事項に同意の上、トライアル輸送を実施します。

１．トライアル輸送関連情報の提供（事前・事後）

２．トライアル輸送に係るヒアリング調査への協力（事前・事後）

３．調査結果の活用（情報の公開）への同意

４．情報開示や調査協力（荷主へのヒアリングを含む）に関し、荷主等関係者の了解を得ること

様式第１号

**１．対象事業 (当てはまるものに○をつけて下さい)**

|  |
| --- |
| a)西日本⇔東南アジア等の物流について、神戸港経由での輸送の改善や神戸港経由への転換を伴う改善を実施するものb)神戸港でのトランシップを伴うものc)神戸港の高付加価値化（神戸港の物流拠点の機能の拡大,IoTによる効率化等）に寄与するもの |

**２．事業計画の概要（背景や目的など）**

|  |
| --- |
| （具体的にご記入ください。） |

**３．貨物輸送情報**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 輸送品 | 予定数量 | TEU（トライアルの実施予定回数：○回） |
| 品目 | 　（記入可能であれば） |
| 輸送相手国 | 輸出・輸入（該当するものを○で囲んでください）　国名： |
| 利用事業者（船社等） |  |
| トライアル期間 | 年　月　日　～　年　月　日 |
| トライアル内容 | (トライアル内容) |
| (神戸港との関係性)　　  |
| トライアル費用 | （費用の内訳） |
| 合計金額 | 円　　　　　　　 |
| （内　支援対象費用） | 円　　　　　　　 |
| 留意事項 | ※経費が対象となるか疑義が生じる場合は，必ず事前にご相談ください。※それぞれ消費税を含みます。※費用の支援にあたっては、トライアル終了後（支払い時）に費用が確認できる根拠資料等を提出していただきます。 |

様式第２号

**1．会社概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 会　社　名 |  |
| 設立年月日 |  |
| 上　　　場 |  |
| 代　表　者 |  |
| 住　　　所 |  |
| 資　本　金 |  |
| 社　員　数 |  |
| 事業内容 |  |
| 国内事業所 |  |
| 海外事業所 |  |
| 売　上　高 |  |
| そ　の　他 |  |

様式第２号

**2．役員名簿**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 会　社　名 | 所　在　地 | 役 職 名 | ﾌ ﾘ ｶ ﾞﾅ氏　 名 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

様式第３号

平成　　年　　月　　日

阪神国際港湾株式会社　宛

所　在　地

法　人　名

代表者氏名　 　　　 ㊞

**誓　約　書**

神戸港アジア広域集貨促進事業にあたって、次の各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

　また、5号については、必要に応じて代表者、役員等の情報を兵庫県警察に照会することに同意します。

記

1　破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている。

2　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている。

3　民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てがなされている。

4　税金を滞納している。

5　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に基づく暴力団または、同法に基づく暴力団員（以下「暴力団員」）が役員として又は実質的に経営に関与している団体である。役員等が，暴力団又は暴力団員に金銭的な援助、その他経済的な便宜を図ったことがあるなど、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有する。